

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	岩手県
市区	盛岡市
担当部署	地域福祉課

吸収合併の場合	
基本情報	
1	合併理由書
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面
3	存続する法人の定款
4	吸収合併消滅社会福法人の財産目録及び貸借対照表
5	吸収合併消滅社会福祉法人の負債を証明する書類
6	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の財産目録
7	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書および収支予算書 (合併日に属する会計年度及び次会計年度)
8	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の履歴書 および就任承諾書
9	評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類
関係書類	合理的な理由
1	
2	
3	
4	
5	
6	

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	岩手県
市区	盛岡市
担当部署	地域福祉課

新設合併の場合	
基本情報	
1	合併理由書
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面
3	合併により設立する法人の定款
4	各法人の財産目録および貸借対照表
5	各法人の負債を証明する書類
6	合併により設立する法人の財産目録
7	合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）
8	合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書
9	評議員、役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類
関係書類	合理的な理由
1	
2	
3	
4	
5	
6	

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

都道府県	岩手県
市区	盛岡市
担当部署	地域福祉課

事業譲渡等にかかる定款変更の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会議事録	
3	現行の定款	
4	変更後の定款	
5	事業譲渡契約書	
6	新たに経営する事業の事業計画書および収支予算書 (事業開始日に属する会計年度及び次会計年度)	
7	施設長就任書・履歴書	
関係書類		合理的な理由
1	新たに事業を経営する場合は、当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類	社会福祉法施行規則第3条第2項第1号
2	新たに事業を経営する場合で、当該事業を行うため1の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類	社会福祉法施行規則第3条第2項第2号
3	2に該当する場合で、財産目録に記載された以外の不動産の使用を予定しているときは、当該不動産に係る賃貸借契約書、当該不動産を契約の相手が所有していることを証明する書類(当該不動産の登記事項証明書等)及び賃借権の登記	社会福祉法施行規則第3条第2項第2号に規定するその使用の権限の所属を明らかにすることができる書類であるため。
4	従来経営していた事業を廃止する場合は、廃止する事業の用に供している財産の処分方法記載した書類	社会福祉法施行規則第3条第3項
5	公の施設の受託経営の場合は、当該施設の設置及び管理委託に関する事項を定めた条例	地方自治法第244条の2第1項に規定により条例で定められた公の施設であることを確認するため。

6		
7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	岩手県
市区	盛岡市
担当部署	地域福祉課

事業譲渡等にかかる基本財産処分の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会の議事録	
3	財産目録	
4	処分物件が不動産の場合は、その価格評価書	
5	対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）	
関係書類		合理的な理由
1	処分物件が不動産の場合は、登記事項証明書	盛岡市社会福祉法施行細則第12条第1項第3号
2	処分によって得る資産の用途を明らかにする書類	盛岡市社会福祉法施行細則第12条第1項第4号
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

--	--

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。